

2003年10月30日

内閣官房
知的財産戦略推進事務局
内閣参事官 甲野正道様

不正商品対策協議会
事務局

「コンテンツ専門調査会」に対する意見

当協議会は、コンテンツ・ビジネス振興に係る課題について、次のとおり意見を申し上げます。

第1 ネットワーク上での知的財産の保護強化

ネットワークのブロードバンド化によって、音楽・映像・ソフトウェア・漫画・画像などが匿名の者によって大量に送受信され、コンテンツの提供により対価を取得する事業が根幹から破壊されようとしています。

この危機は、P2P（ピア・トゥ・ピア）と呼ばれる個人から個人へのネットワーク送信による侵害行為が氾濫し、ますます深刻になっています。

これらの侵害行為は匿名で行われるため、権利者が法的措置をとることが容易ではありません。

そこで、

- ①ネットワーク上での犯罪に対する警察の捜査・摘発体制の一層の強化
- ②侵害者（発信者）を特定するための発信者情報開示手続（プロバイダ責任法によるもの）の、簡易迅速化
- ③侵害者を特定できた場合に、損害賠償の算定を簡易迅速に行って、権利保護を実効あるものにするための法定賠償制度の導入

が必要であると考えます。

第2 海外での権利侵害行為対策の強化

日本のコンテンツに関する知的財産権が、アジア地域その他の国で大量に侵害されている実態があります。

アジア各国では、日本の作品に対する現実の需要がありながら、海賊版等

の横行により、日本の文化産業が対価を回収できない事態が発生しています。

日本の文化産業も、企業及び業種の違いを超えて横の連携を深めつつ、集団的にアジア各国をはじめとする世界各国において権利行使をしていきますが、それに対する国としての支援をお願いしたいと考えます。

既に、各国の法制度や権利執行体制の調査研究、その調査結果の権利者へのフィードバック及び外国法制度自体のレビューは政府によって活発に行われており、その継続の必要性は高いと思われませんが、今後はそれに止まらず、

① 個別具体的な執行事件に対するサポート

② (2国間協定やAPEC等における多国間協定の場における)コンテンツの権利執行過程で生じる個別具体的な問題の解決に向けての協定

を積極的に行っていただきたいと考えます。